

## 令和2年第3回せたな町議会臨時会 第1号

令和2年5月21日（木曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認について（令和2年度せたな町一般会計補正予算（第3号））
- 6 議案第1号 工事請負契約の締結について（北檜山1号井温泉管布設工事）
- 7 議案第2号 工事請負契約の締結について（不動橋補修工事）
- 8 議案第3号 業務委託契約の締結について（窓口ネットワーク整備業務（行政情報ネットワーク機器更改））
- 9 議案第4号 物品購入契約の締結について（雪寒機械（除雪トラック7t級専用型））
- 10 議案第5号 物品購入契約の締結について（水道メーター器）

### ○出席議員（12名）

- |     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 吉田 | 実君  | 2番  | 榊田 | 道廣君 |
| 3番  | 本多 | 浩君  | 4番  | 橋本 | 一夫君 |
| 5番  | 熊野 | 主税君 | 6番  | 道高 | 勉君  |
| 7番  | 大湯 | 圓郷君 | 8番  | 横山 | 一康君 |
| 9番  | 石原 | 広務君 | 10番 | 平澤 | 等君  |
| 11番 | 菅原 | 義幸君 | 12番 | 真柄 | 克紀君 |

### ○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋 貞光 君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

#### （1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正則 君
総務課長	原 進 君
財政課長	佐野 英也 君

町民児童課長	濱	口	喜	秋	君
建設水道課長	平	田	大	輔	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
情報管理係長	又	村		智	君

《大成総合支所》

総合支所長	杉	村		彰	君
-------	---	---	--	---	---

《瀬棚総合支所》

総合支所長	神	田		昌	君
-------	---	---	--	---	---

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹	羽	小百合	君
次長	上	野	朋広	君
主事	原	田	翔太	君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和2年第3回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において7番、大湯圓郷議員、8番、横山一康議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 町営住宅寿団地の火災に係る対応についての行政報告をさせていただきます。

令和2年5月11日午後3時頃、北檜山区町営住宅寿団地において火災が発生し、コンクリートブロック造1棟4戸のうち1戸の内部が全焼いたしました。入居者及び近隣入居者への人的被害はありませんでしたが、今後の生活についての相談などの対応を行っているところであ

ります。なお火災原因などについては、現在調査中ではありますが、町といたしましては、引き続き入居者及び近隣入居者への対応や火災保険の請求手続きを進めることとしておりますので、ご報告といたします。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました承認第1号専決処分の承認について報告申し上げます。本案につきましては令和2年度せたな町一般会計補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額に7億8,955万7,000円を追加し、予算総額を97億2,839万9,000円としたものでございます。その内容でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いまして、国が緊急経済対策として国民1人当たり現金10万円を一律に支給する特別定額給付金、児童手当を受給する世帯に支給する子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費について緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月1日付けで専決処分を行ったものでございます。同条第3項の規定に基づきまして報告をいたしまして、議会の承認を求めます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。7ページをお開き願います。歳出から説明いたします。15目、16目は、いずれも目の新設で全額国費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、15目特別定額給付金給付事業費7億8,222万2,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い特別定額給付金として、国民1人当たり現金10万円を一律に支給するものでございます。3節職員手当等176万8,000円から17節備品購入費111万8,000円までの822万2,000円の追加につきましては、職員の時間外勤務手当や封筒の印刷、郵送料などの事務経費でございます。18節負担金補助及び交付金の特別定額給付金7億7,400万円の追加につきましては、基準日となる令和2年4月27日時点で、せたな町の住民基本台帳に登録されている方などを支給対象に7,740人分を見込んでおります。16目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の733万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯を対象に臨時特別給付金を支給するものでございます。3節職員手当等10万3,000円から12節委託料55万円までの83万5,000円の追加は、職員の時間外手当やシステム改修などにかかわる事務経費でございます。

次の8ページをご覧ください。18節負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金650万円の追加につきましては、令和2年3月31日時点で0歳から中学生のいる児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を支給するものでございます。なお支給対象者数は650人を見込んでございます。

12款1項1目共に職員給与費、2目会計年度任用職員給与費につきましては、先ほど説明しました15目の特別定額給付金給付事業にかかわる人件費の財源振替によるものでございます。

これにかかわる歳入でございますが、戻りまして6ページをご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7億9,140万円の追加は、特別定額給付金給付事業にかかわる事業費補助金7億7,400万円、事務費補助金1,740万円の追加でございます。2目民生費国庫補助金733万5,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業にかかわる事業費補助金650万円、事務費補助金83万5,000円の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金917万8,000円の減額をもって収支の均衡を図ったところでございます。

説明は以上であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 特別定額給付金給付事業の関係については、せたな町はいち早く対応されたということで、先日の全員協議会でも給付率88%、おそらくまだ伸びているのかと思いますけれども、大変町民の皆さん方も喜んでるという声を聞いております。ただやっぱりこれから、町民7,740人いらっしゃいますけれども、この中で貰わないっていう、いらぬっていう、申請しませんという方もいらっしゃると思いますけれども、基本的にはやはり高齢者の方なかなかこういう制度に馴染まないというか、手続きがわからないという方、そういった方もいらっしゃる中で、それには対応されると思いますけれども、名簿があるわけですから、そういうことでの確認といたしますか、本当にいいですかとか、本人との対応といたしますか、それについて考えているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） 今のご質問ですが、担当課、町として考えている部分においては、5月については申請をまず積極的に受け付けておりますし、相談窓口を設けて対応させていただいてます。それで今議員おっしゃったとおり5月26日火曜日、これもう確定済みなんですけど88.5%給付ができる体制となっております。ですから12%弱の方については、当然郵便書留の戻りも出てきてますので本人の追跡調査を進めるのと、6月に入りまして防災無線等で申請忘れをまず1回周知して、それから塗り潰してくような形で議員おっしゃるとおり全員に、拒否する人除いて全員に支給する体制を整えてるということでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本件について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第1号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第1号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、北檜山1号井温泉管布設工事であります。主な工事内容につきましては、経年による既設温泉管の閉塞により各施設への温泉供給量が減少しているため、新たに温泉管、延長550メートルの布設をするものであります。工事の名称です。北檜山1号井温泉管布設工事、契約の金額5,786万円、契約の相手方、久遠郡せたな町瀬棚区本町8番地、佐藤建設工業株式会社、代表取締役、児島永幸。参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から令和2年10月14日までであります。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、19ページの議案第1号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第7 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第7、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第2号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) 議案第2号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては不動橋補修工事でございます。主な工事内容につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、瀬棚区馬場川に架かる不動橋の伸縮継手装置の取り替えや橋梁本体の補修などを実施するものであります。工事の名称、不動橋補修工事、契約の金額7,810万円、契約の相手方、伊関・松本経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地、株式会社伊関組、代表取締役社長、伊関寿之、構成員、久遠郡せたな町北檜山区北檜山258番地、松本建設株式会社、代表取締役、松本省吾。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から令和2年12月20日までであります。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては20ページの議案第2号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎日程第8 議案第3号

○議長(真柄克紀君) 日程第8、議案第3号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第3号業務委託契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に準じまして、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原進君) 議案第3号で議決をお願いいたします業務委託契約につきましては、窓口ネットワーク整備業務(行政情報ネットワーク機器更改)でございます。業務の内容につきましては、当町で使用している行政情報ネットワークにかかわる必要となる情報を全て格納している基幹のシステムサーバーの更新と、それに付随するシステム機器等の更新でございます。業務の種類でございます。窓口ネットワーク整備業務(行政情報ネットワーク機器更改)契約の金額でございます。7,854万円。契約の相手方でございます。札幌市中央区大通り西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、北海道事業部長高橋庸人。参考といたしまして、履行期間につきましては契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まででございます。また入札参加者及び入札結果の一覧につきましては21ページでございます。議案第3号関係資料のとおりでございます。なお入札につきましては、せたな町合併時から庁内の情報システム及びネットワークを構築して現在の保守管理を行っている、東日本電信電話株式会社と随意契約による見積もり合わせを実施しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。  
（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第4号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第4号物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第4号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては、雪寒機械の除雪トラックであります。町道等の除雪体制確保のため老朽化した除雪グレーダーから、その機能を補完し機動力の高い7トン級の除雪トラックを購入するものであります。物品の種類は雪寒機械（除雪トラック7トン級専用型）、契約の金額3,883万円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区豊岡169番地2、黒澤自動車株式会社、代表取締役、黒澤誠。参考といたしまして納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和3年2月22日までであります。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、22ページの議案第4号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。  
討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案第5号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第5号物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) 議案第5号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては、水道メーター器であります。水道メーター器の有効期限は計量法で8年と定められていることから、今年度更新対象となる口径13ミリから75ミリまでの水道メーター器1,248個を購入するものであります。物品の種類、水道メーター器、契約の金額3,190万円、契約の相手方、久遠郡せたな町大成区久遠123番地、曲キ株式会社大野吉太郎商店、代表取締役、大野一。参考といたしまして、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和2年8月31日までであります。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、23ページの議案第5号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。  
これで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和2年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。  
どうもご苦勞様でした。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月5日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 横 山 一 康